

お知らせ

国民年金保険料は口座振替で

国民年金保険料は、納め忘れの心配がなく安心・確実な口座振替が便利。前納や早割制度で割り引きを受けることもできます。  
 2月28日(金)までに振替希望口座のある金融機関か前橋年金事務所(☎027-231-11706)へ直接

加入企業は補助申請忘れずに

中小企業退職金共済制度に加入した企業へ補助金を交付します。対象は平成24年2月～昨年12月に中小企業退職金共済制度に新

前橋プラザ元気21 証明サービスコーナー 利用時間を延長

確定申告窓口の開設に合わせ、同コーナーの利用時間を延長します。  
 日時=2月13日(木)～3月17日(月)、午前9時～午後7時(2月23日・3月2日を除く土日曜は午前10時から)  
 同コーナー☎027-210-2279

規・追加契約した市内企業  
 2月3日(月)～14日(金)に市役所産業政策課(☎027-89816985)へ直接

都市計画の変更案の閲覧

鳥羽町東公園(約0.26ha)の地下に雨水貯留浸透施設を設置するため、立体都市計画を定めます。この原案の閲覧を実施します。

閲覧期間 2月4日(火)～18日(火) (土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分  
 閲覧場所 市役所都市計画課  
 公述申出書の提出 公聴会で意見の発表を希望する人は、閲覧期間中(必着)に住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨(400字以内)を書いた公述申出書を、市都市計画課へ郵送か直接  
 公聴会の傍聴  
 日時 2月26日(水)午後7時  
 会場 鳥羽町東部公民館(同町)その他 閲覧期間中に公述申出書の提出がなかった場合は、公聴会の開催を中止し、市のホームページに掲載します  
 当日会場へ直接  
 都市計画課 ☎027-89816944

都市計画変更案の縦覧を実施

都市計画における新前橋駅前土地区画整理事業(古市町、箱田町、小相木町の一部などの約97・0ha)の施行区域を変更する案の縦覧を実施します。  
 日時 2月4日(火)～17日(月) (土

日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分  
 縦覧場所 市役所都市計画課  
 意見書の提出 案について意見のある人は、縦覧期間中(必着)に、市役所都市計画課(☎027-89816944)へ郵送か直接

事前登録で本人に通知

代理人や第三者の請求により住民票や戸籍謄抄本などが交付されたときに本人に通知が届く、登録型本人通知制度があります。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。対象は本市に本籍があるか住民登録をしている人

官公署発行の顔写真入証明書などを留意し、市役所市民課(☎027-89816107)へ直接

学用品などの費用を援助します

児童生徒が円滑に学校生活を

送ることができるよう、本市では家庭の事情に応じて援助を行っています。詳しくは各学校から児童生徒に配布する「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。  
 対象経費 学用品・通学用品費、学校給食費、修学旅行費など  
 3月10日(月)までに各学校へ  
 各学校か学校教育課 ☎027-89815812

横断歩道橋が完成しました

鳥取町に上武道路を横断する歩道橋が完成しました。この歩道橋は、芳賀小4年・南雲玲奈さんが「鳥取町とんとん歩道橋」

市長コラム

私も税を納める前橋市民として、春は税金の重さが身に染みる季節です。

また、税の使い道を決める責任者として「税は市民からの預かりもので、無駄なく大切に使う。」ことを第一に、常に次のことを心掛けています。

- 1 無い物ねだりをやめ、いま有る物を活かすこと。
- 2 市役所だけでなく、市民の知恵をお借りすること。

市民生活に結びつく事業に市民皆さんの力をお借りすることで、税金の節約や有効利用ができると考えています。

多くの場面で、今後とも市民皆さんのお力添えをお願いいたします。

「ようこそ市長室へ」  
 スマートフォンまたは  
 タブレット端末でご覧ください



上武道路に架かる「鳥取町とんとん歩道橋」

と命名。市民の皆さんの安全のために国が設置した歩道橋です。大切に使うてください。  
 道路建設課 ☎027-89816802

障害者手当の受給者は確認を

著しく重度の障害が重複しているなどの状態にあるため、常に特別の介護を必要とする在宅の人で、20歳以上の人には特別障害者手当が、20歳未満の人には障害児福祉手当が支給されます。これらの手当の認定には、細かな認定基準や所得制限などの審査があるので、事前に障害福祉課に相談してください。また、現在、手当を受給している住所や所得状況が変わった人は、すぐに届け出てください。  
 支給月額 特別障害者手当 2万6,080円 障害児福祉手当 1万4,180円

要件 特別障害者手当 ①特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所していない ②3カ月を超えて、入院・介護老人保健施設に入所していない ③障害児福祉手当 ④児童福祉施設などの社会福祉施設に入所していない ⑤障害を事由とする年金を受給していない  
 受給資格がなくなったら

催し

秋元歴史まつりの写真展

総社秋元歴史まつり写真展を開催。出陣式やステージイベントを撮影した作品を展示します。日時 2月14日(金)まで(土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分  
 会場 総社公民館  
 同館 ☎027-251-4933

もつと知ろうベトナム事情

国際理解講座「もつと知ろうベトナム」を開催。通訳や翻訳などで活躍しているグエン・ズイ・フンさんが、母国の事情について語ります。  
 日時 2月22日(土)午後1時30分  
 会場 前橋プラザ元気21  
 対象 一般、先着35人  
 市国際交流協会 ☎027-243-7788